

事務連絡
令和6年2月2日

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

勤務医の時間外労働時間の上限規制の適用開始に伴う
国民健康保険診療報酬特別審査委員の取扱いについて

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「勤務医の時間外労働時間の上限規制の適用開始に伴う国民健康保険診療報酬審査委員の取扱いについて」（令和6年1月31日付け国民健康保険課事務連絡（別添））により、国民健康保険団体連合会において国民健康保険診療報酬審査委員会の審査委員として業務を行う医師に係る取扱いをお示ししましたが、貴会において国民健康保険診療報酬特別審査委員会の審査委員として業務を行う医師についても、同様に取扱うこととするので、ご承知おきください。

事務連絡
令和6年1月31日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

勤務医の時間外労働時間の上限規制の適用開始に伴う
国民健康保険診療報酬審査委員の取扱いについて

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

医師の働き方改革の一環として、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の一部が令和6年4月1日に施行され、同日から勤務医の時間外労働時間の上限規制の適用が開始されます。これにより、勤務医が複数の事業場において兼業・副業を行う場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条第1項の規定に基づき、異なる事業場における労働時間は通算されることとなります。

これに関し、国民健康保険団体連合会において国民健康保険診療報酬審査委員会の審査委員として業務を行う医師については、その業務（以下「審査業務」という。）の態様が

- ・ 当該審査委員の高度な専門性や自己の経験に依拠した判断に基づき遂行され、その判断の独立性及び客観性が尊重されており、個々の審査内容についての具体的な指揮監督を受けないこと
- ・ 審査業務に従事する時間や場所が国民健康保険団体連合会と当該審査委員との対等な協議に基づき決定されるものであり、時間的・場所的拘束性がなく、また、当該審査委員に業務の依頼に対する諾否の自由があること
- ・ 報酬の労務対償性がないこと

- ・ 委嘱手続きに基づくものであること

等の要素を総合的に勘案して労働者性が否定される場合には、当該審査委員の審査業務は民法第 656 条に規定する準委任（法律行為でない事務の委託）に基づくものと考えられます。

この場合、当該審査委員は労働基準法上の労働者には該当せず、当該審査委員が審査業務に従事する時間は、時間外労働時間の上限規制において通算の対象となる労働時間に該当しないものと解されます。

なお、当該上限規制の適用対象となる医師の範囲や、兼業・副業を行う場合の労働時間の通算等に関する具体的な考え方については、以下を参照願います。

医師の働き方改革に関する FAQ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001129071.pdf>

副業・兼業の促進に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>